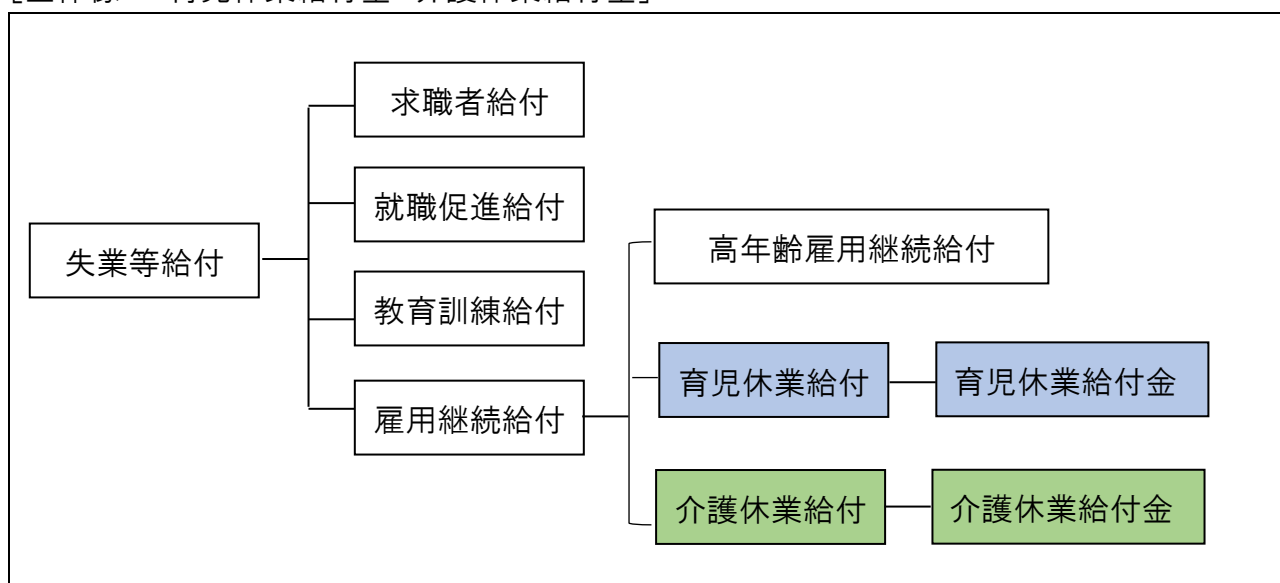


雇用保険法 育児・介護の継続給付 ワンポイント解説(2018年版)

[学習のポイント]

細かく内容を確認していくと混乱してしまう箇所です。
 対象者、支給要件、支給金額等に分けてしっかり理解して覚えていくことが重要です。
 下記の内容をしっかりと頭に入れて枝葉を確認してください。

[全体像・・・育児休業給付金 介護休業給付金]



対象者	
育児休業給付	介護休業給付
1歳に満たない子を養育するための休業(原則)	対象家族を介護するための休業

2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態にある配偶者、父母、子、
 祖父母、兄弟姉妹及び孫並びに配偶者の父母

支給要件(みなし被保険者期間)	
育児休業給付	介護休業給付
休業を開始した日前2年間にみなし被保険者期間が通算して12カ月以上	

支給期間	
育児休業給付	介護休業給付
被保険者が下記の年齢に満たない子を養育する期間 ・1歳 ・1歳2カ月 ・1歳6カ月 ・2歳	対象家族1人につき、 介護休業を開始した日から起算して <u>3カ月</u> を経過する日までの期間 (分割取得の場合) 対象家族1人につき <u>3回</u> を上限として、 <u>通算93日</u> までの期間
} 一定の場合	

支給額	
育児休業給付	介護休業給付
(法本来の支給額)・・・休業開始時賃金日額×支給日数× <u>40/100</u>	
(暫定措置) 休業開始時賃金日額×支給日数× <u>50/100</u> (休業日数が通算して <u>180日</u> に達するまでの間) 休業開始時賃金日額×支給日数× <u>67/100</u>	(暫定措置) 休業開始時賃金日額×支給日数× <u>67/100</u>

申請関係	
育児休業給付	介護休業給付
(申請期限) 支給単位期間の初日から起算して <u>4カ月</u> を経過する日の属する月の末日まで	(申請期限) 支給単位期間の初日から起算して <u>2カ月</u> を経過する日の属する月の末日まで

提出書類及び提出先	
育児休業給付	介護休業給付
事業主経由して所轄公共職業安定所の長	
(提出書類) 「育児休業給付金支給申請書」 + 「休業開始時賃金証明票」	(提出書類) 「介護休業給付金支給申請書」 + 「休業開始時賃金証明票」